

## 国土調査の概要

- 国土調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）、国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）等に基づき実施しており、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものである。
- 国土調査は、その性格上からは、地籍調査関係、土地分類調査関係及び水調査関係の3つに大きく分けることができる。
- 国土調査は、現在、第5次国土調査事業十箇年計画に基づき進められているところであるが、平成21年度に期末を迎えるため、国土調査促進特別措置法等を改正のうえ、平成22年度を初年度とする次期長期計画を策定する必要がある。

